(制定 2018年6月1日)

(趣旨)

第1条 本規程は、「東海大学医学部付属4病院における病院長及び副院長の選任規程」(以下「選任規程」という。)に基づき、特定機能病院である医学部付属病院(以下「付属病院」という。)の病院長候補者の選考に関し、必要な事項を定める。

(病院長候補者の選考時期)

- 第2条 選任規程第2条の定めにより病院長を選任する場合は、次の各号に定める時期に おいて、病院長候補者選考委員会を開催し、病院長候補者を選考する。
 - (1) 病院長の任期が満了する場合 任期満了の3か月以前の時期
 - (2) 病院長が辞任を申し出て、学校法人東海大学理事長(以下「理事長」という。) が受理した場合 受理した日以降の1か月以内
 - (3) 病院長が欠けた場合 事由発生日以降の1か月以内 (選考委員会)
- 第3条 理事長は、病院長候補者の選考に当たり、医学部付属病院病院長候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。
- 2 選考委員会は、次の各号に定める者をもって構成し、理事長が委嘱する。
 - (1) 委員長 医学部長
 - (2) 学内委員 次のアからオに定める者のうち、2名以上
 - ア 伊勢原校舎・付属病院本部長
 - イ 医学部医学科各学系長
 - ウ 付属病院を除く各病院長
 - エ 付属病院に勤務する各副院長並びに事務部長及び看護部長
 - オ その他,委員長が必要と認める者
 - (3) 学外委員 学校法人東海大学と利害関係のない外部有識者2名
- 3 前項の委員が選考対象者となる場合は、委員となることができない。
- 4 選考委員会の事務は、伊勢原経営企画室が行う。

(選考委員会の招集及び成立要件等)

- 第4条 選考委員会は、委員長が議長となり、第2条に定める時期に招集する。
- 2 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立とする。ただし、委任状による出席及び議決は、無効とする。
- 3 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選考委員の公表)

第5条 第3条第2項に定める選考委員会の名簿を作成し、各委員の職名及び選定理由を付して、病院長候補者を公募する際、学内外へ公表する。

(病院長候補者の選考方法)

- 第6条 病院長候補者は、原則として医学部付属4病院内において公募する。
- 2 選考委員会は、所定の提出書類を審査し、必要に応じて応募者との面談を行う。

- 3 選考委員会は、応募者を審査し、その審査結果を理事長に報告する。
- 4 理事長は、選考委員会の審査結果を学校法人東海大学理事会に付議する。
- 5 学校法人東海大学理事会は、選考委員会の審査内容を審議する。
- 6 学校法人東海大学理事会は、選考委員会の審査内容に疑義がある場合には、選考委員 会委員長に確認して、必要に応じて選考委員会に再検討を求める。
- 7 その他選考に必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、病院本部会議の議を経て、理事長の承認を得なければならない。

(事務)

第8条 この規程に定める事務は、伊勢原経営企画室が行う。

付 則(2018年6月1日)

この規程は、2018年6月1日から施行する。